

あま市公告第 22 号

制限付一般競争入札を施行するので、あま市契約規則（平成 22 年あま市規則第 39 号）第 7 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 27 日

あま市長 八 島 堅 志

1 対象業務

- (1) 業 務 名 使用済 GIGA スクール端末等の売却処分業務
- (2) 業 務 場 所 あま市役所ほか
- (3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 業 務 概 要 GIGA スクール端末等の引取（買受） ほか
iPad 7,398 台（附属品含む。）
- (5) 予 定 価 格 事後公表

2 入札方法等

- (1) この入札は、あま市契約規則及びあま市公共工事等入札者心得書により行う。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、3 回までとする。
- (4) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。
- (5) 入札を辞退する場合は、指定の様式により入札辞退届を提出するものとする。
- (6) 内訳書の提出は不要とする。
- (7) 本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 8 年度及び令和 9 年度あま市入札参加資格者名簿の不用品買受に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 対象となる業務の公告の日から落札決定日までの間に、あま市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成 22 年あま市訓令第 46 号）第 3 条 1 項の規定による排除措置を受けていないこと。
- (5) 対象となる業務の公告の日から落札決定日までの間に、あま市工事等請負業者指名停止取扱に関する要領（平成 22 年あま市訓令第 44 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第 10 条第 3 項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、愛知県を含んでいるものに限る。）を受けていること。
- (7) 小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの前年度処分実績 7,000 台以上を有していること。

4 入札参加書類等の配布及び質問

- (1) 入札参加書類等について
 - ア あま市公式ウェブサイトからダウンロードすること。
 - (ア) アドレス
<https://www.city.ama.aichi.jp/bussiness/nyusatsu/1006732/index.html>
 - (イ) ダウンロード期間 令和 8 年 7 月 27 日（月）午前 9 時から令和 8 年 8 月 26 日（水）午後 4 時まで
- (2) 質問等について
業務に対する質問及び回答は次のとおりとする。

- ア 受付期間 令和8年7月27日(月)から令和8年8月7日(金)までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除いた日の午前9時から午後4時まで
- イ 提出方法 質問書に必要な事項を記入し「15 問合せ先」へメール又は持参
- ウ 回答掲載期間 令和8年8月14日(金)午前9時から令和8年8月26日(水)午後4時まで
- エ 確認方法 あま市公式ウェブサイト(本件入札公告を掲示しているページに添付資料として掲載)から確認すること。

5 入札参加資格の確認

- (1) 本入札の参加希望事業者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2)に示す提出書類を所定の日時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 提出書類
 - ア 入札参加申込書兼資格確認申請書
 - イ 3 入札に参加する者に必要な資格の(6)を証明する書類
 - ウ 3 入札に参加する者に必要な資格の(7)を証明する書類
- (3) 申込書等の交付及び受付場所
 - ア 交付期間
令和8年7月27日(月)から令和8年8月26日(水)まで
申込書はダウンロードにて交付し、郵送、宅配、電送等による交付はしない。
 - イ 受付日時
令和8年7月27日(月)から令和8年8月26日(水)まで(必着)
休日を除いた午前9時から午後4時まで
申込書は持参又は郵送(配達が可能である形態とすること)によるものとし、電送等によるものは受付けない。
 - ウ 受付場所
15 問合せ先のとおり
- (4) 入札参加資格の確認結果通知
入札参加資格の確認については、申込書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は郵送にて通知する。(令和8年9月3日(木)までに発送予定)
- (5) その他
 - ア 申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 申込書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。
 - ア 提出日時
令和8年9月3日(木)から令和8年9月7日(月)まで
休日を除いた午前9時から午後4時まで
 - イ 提出場所
15 問合せ先のとおり
 - ウ 提出方法
任意の様式による書面を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受付けない。
- (2) 説明を求められた場合には、求めたものに対して郵送により回答する。

7 開札予定日時及び開札場所

令和8年9月24日(木)午後2時
あま市役所 2階 E会議室
(あま市七宝町沖之島深坪1番地)

8 入札保証金

入札保証金はあま市契約規則第12条第2号により納付を免除する。

9 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) あま市公共工事等入札者心得書に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 参加資格確認申込に必要な証拠書類を提出しない者がした入札
- (4) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、あま市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又はあま市公共工

事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者がした入札

10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、同額の入札を行った落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (2) 入札参加者が2者に満たない場合も入札は成立するものとする。

11 契約書作成の要否

要する。

「本契約は、あま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成22年あま市条例第55号）第2条の規定に該当するため、落札者決定後速やかに仮契約を締結し、議会の議決を経た上で効力が発生する。」

12 契約の保証

- (1) 落札者は、あま市契約規則第33条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ あま市契約規則第35条第3号に該当するとき。
- (3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ア 有価証券（利付き国債又は愛知県公債）の提供
 - イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）の保証
- (4) (1)から(3)までに掲げる契約の保証は契約の締結時までに付さなければならない。
- (5) 契約保証金は、契約履行の確認後に還付する。なお、契約保証金を契約代金の全部又は一部に充当することができる。

13 特定の不正行為に対する措置

- (1) 本契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求する。また、損害賠償の請求に併せて本契約を解除することがある。
- (2) 本契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者があま市工事等請負業者指名停止取扱に関する要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又はあま市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する要綱に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、本市は一切の損害賠償の責を負わないものとする。
- (4) 本契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本契約を解除し、損害賠償を請求することがある。

14 その他

- (1) 入札参加者は、本公告及び仕様書等を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
- (2) 提出書類等は返却しない。また、原則として公表せず、本入札手続以外の目的で利用はしない。
- (3) 現場説明会は実施しない。
- (4) 本契約締結後、引き渡された本物件に契約内容に適合しない箇所がある場合においても、履行の追完の請求、売買代金等の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。

15 問合せ先

〒497-8602 あま市七宝町沖之島深坪1番地

あま市役所教育部教育総務課

電話 052-485-6020 メールアドレス kyoikusomu@city.ama.lg.jp